

抽出案件の審議について（案）

1 抽出案件の審議とは

入札監視委員会またはその委員が指定した個別の契約案件について、入札にかかる資格や指名の理由、経緯などについて審議を行い、区に対し意見の具申を行うものであり、委員会を設置している大半の自治体において実施されている。

2 実施の流れ

- (1) 委員会の開催前に、1人の委員が工事3件を、別の1人の委員が物品3件を上（下）半期の契約締結一覧の中から抽出するものとし、抽出を行う委員は輪番制とする。

	対象時期	工事	物品
令和5年度第2回	5年度上半期	一條委員	新井委員
令和6年度第1回	5年度下半期	新井委員	芝田委員
令和6年度第2回	6年度上半期	芝田委員	一條委員

- (2) (1)で抽出した工事3件・物品3件（計6件）の契約案件について、委員会当日に事務局または契約担当課の職員が説明を行い、委員から質疑を受ける。

3 スケジュール

	実施時期	令和5年度第2回
（事務局→委員） 契約締結一覧の送付	委員会開催日の 6～8週間前	令和5年11月下旬
（委員→事務局） 抽出案件の連絡	委員会開催日の 4～6週間前	令和5年11月下旬 ～12月中旬
（事務局） 審議資料の作成	委員会開催日の 2～4週間前	令和5年12月中旬 ～令和6年1月中旬
（事務局→委員） 審議資料の送付	委員会開催日の 1～2週間前	令和6年1月中旬
抽出案件の審議	委員会当日	令和6年1月下旬